

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 6 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 木佐木 忠晶

○地方自治法改正における立法事実の認識について

6月19日に成立した改正地方自治法は、これまでの国と地方の関係を根本的に変えてしまう中身が盛り込まれているとして、大きな波紋を呼んでいます。本来、限定的抑制的であるべき国から地方自治体への関与をあいまいな要件のもと可能にしてしまうこと、法定受託事務のみならず自治体の自治事務にも指示することができるようになるとして、有識者や法曹関係者から厳しい批判がなされています。

国の議論の中では、改正の立法事実として、ダイヤモンドプリンセス号の対応をはじめコロナ禍での神奈川県内の様々な対応が引き合いに出されることが多くありました。しかし、本県の『新型コロナウイルスとの闘いの足跡』の課題と教訓では、庁内連携や役割分担、地域の連携や調整が挙げられており、国の「指示」が必要との記載は見当たりません。刻々と変化する非常時に、統一的な指示が逆に足かせになりかねないことは、アベノマスクや一斉休校の混乱で明らかであり、医療体制の確保のためと言いながら自宅療養を推進し多くの批判を浴びた本県において、他県と同じような対応を求められても無理だったのではないのでしょうか。

そこで、コロナ禍において、本県では国の指示がなければ收拾がつかないような事態が生じていたのか知事の認識をお聞かせください。また、国の指示権が発動されれば地域の感染状況や医療提供体制が違う中で国の指示に統一されても、全国最下位クラスの本県の医療提供体制の中で他県と同じような対応が可能だったと考えるのか伺います。

○国の補充的指示権に対する知事の認識について

地方自治法の審議にかかわって、本年5月10日に全国知事会から「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める」と声明が出されています。

弁護士で構成する自由法曹団も、(1)立法事実がない(2)国と地方の対等・協力関係を壊す(3)指示権が濫用される危険が極めて大きい(4)有事法制との適用関係が不明確である、と声明で重大な指摘をしています。

さらに、かつて神奈川県を務めた中央大学副学長の磯崎初仁教授も参考人として、地方分権など国と地方のあり方を研究してきた立場から、「こうした包括的な指示権は、憲法の地方自治の本旨や地方自治法の一般原則に反するのではないか」「緊急事態では国と自治体の協力関係が重要であり、こうした強制的な措置は、対立の深刻化など逆効果になるのではないか」などの懸念を指摘し、指示権の導入に反対する旨の意見を述べられています。

こうした指摘からも明らかなように、これまで事後的に明らかな法令違反等を是正することに限定して許された指示権が、事前に指示を出せるようになり、対象も自治体の自治事務にまで拡大されるとなれば、国と地方自治体が対等な関係というには無理があります。また、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態又はその発生のおそれ」というあまりに曖昧な要件であり、知事会の求めていた「地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保され」ということは到底言えないものとなっています。

そこで知事に伺います。国の指示権の拡大は、濫用の危険のない確実な担保があるとの認識なのか伺います。また、事前に自治事務にまで関与を広げる今回の改正は憲法の地方自治の本旨に反するものであるという認識があるのか伺います。

○離婚後共同親権による本県への影響について

先般成立した改正民法は、いわゆる離婚後共同親権を2年後から実施するものであり、様々な懸念が

示されいながら、議論が成熟しないまま可決されてしまいました。

離婚後共同親権の最大の問題点は、離婚する父母が合意していなくても、裁判所が離婚後の共同親権を定めうる点で、真摯な合意がないのに親権の共同行使を強ければ、別居している親による干渉、支配を復活、継続する手段となり、結果として子の権利や福祉が損なわれてしまう危険が否定できません。

神奈川県議会女性活躍推進議員連盟でもお力添えをいただいてきた戒能民江名誉教授も、父母が対立状態にあっても家裁の判断で共同親権を適用するとした要綱案は「現実とあまりにもかけ離れている」と指摘しています。

法案審議の中で、所得制限のある高校無償化や児童扶養手当など法務省が確認しただけでも32項目もの国の支援策の手続きにかかわることが指摘されました。離婚後共同親権となれば別居親の資力も合算して手続きをするとのことで、離婚後共同親権の下でどれほどの影響が生じるのか未だ明らかではありません。

そこで知事に伺います。離婚後共同親権となった際に、県の支援策の中で別居親の資力も要件となるものはいくつあるのか。また、裁判所の決定で共同親権と定められていても実際は別居親から経済的協力が得られていない場合には、単独親権の場合と同様に取り扱うべきと考えますが、県の対応方針を伺います。

○子どもの最善の利益のために離婚後共同親権の見直しを国に求めることについて

親権は子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限や義務のことであり、親の子どもに対する支配権ではありません。いま求められているのは、子どもを主体とした「親権」の再定義です。子どもの意見表明権の明記、裁判官、調査官の大幅増員など家庭裁判所の体制強化が不可欠です。

共同親権の導入に理解を示している日本産科婦人科学会など4学会でさえ、離婚後も父母両方の親権者の同意が必要になれば「生命・身体の保護に必要な医療を実施することが不可能あるいは遅延することを懸念」として表明しています。

今でさえ、家裁調査官や裁判官、児童相談所などの人手不足が指摘されており、社会的養護の環境整備も遅れている中で、一層の混乱を呼ぶ離婚後共同親権の拙速な導入は子どもの最善の利益に資するものと考えすることはできません。家裁の現場からも、突然共同親権の話が持ち上がり困惑しているという声が聞こえてきています。

県でも、例えば見相がかかわる事案で離婚後共同親権となっている場合、親権者の意見が異なった際にどのように対応するのかなど苦慮する場面が出てくるのではないのでしょうか。

そこで知事に伺います。2年後に施行となる離婚後共同親権によって、これまでと異なる対応が必要となるものについてどのように想定しているのか、また離婚後共同親権に対して示されている種々の懸念や危険を排することが可能だと考えているのか伺います。そして、子どもの最善の利益を考えるのであれば先般成立した離婚後共同親権について、もう一度見直すことを国に求めるべきと考えますが、知事の認識をお示しください。

○憲法・子どもの権利条約・こども基本法の理念を実現するための県の取り組みについて

2023年4月よりこども基本法が施行となり、改めて日本国憲法や子どもの権利条約の精神に基づいた子ども政策の推進が社会全体の目的となりました。こども基本法3条の基本理念には、全ての子どもが「差別されないこと(1号)、生命・生存および発達の権利が保障され平等に教育が受けられること(2号)、意見表明と活動参加の機会が確保されること(3号)、最善の利益が考慮・優先されること(4号)」と子どもの権利条約の四原則の趣旨が盛り込まれています。

子どもの権利条約総合研究所の調べによれば2024年5月時点で、全国初の子どもの権利に関する総合条例を制定した川崎市をはじめ、全国69自治体で子どもの権利条約の趣旨を具体化する条例が制定されていますが、本県の「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」は子どもの権利そのものに焦点が当たっていないためかここにカウントされていません。現在、神奈川県としてもこども計画の策定を進めており、憲法や子どもの権利条約、こども基本法の理念をしっかりと盛り込んだものになることが期待されます。

そして、こうした理念を県の事業だけでは実現できないため、事業者や私立学校など幅広い県民に要請する根拠となる条例が必要です。その中で、県としてどのように子どもの権利を擁護していくのか具体化し、その権利の救済のための機関を設置し実効性を高めることが重要だと考えます。

そこで、子どもの権利を擁護する一大事業を実現するために、子どもの権利に関する総合的な条例制定と権利救済のための機関の設置が必要だと考えますが知事の見解を伺います。

○こども基本法の理念に相反する県の対応について

これまで述べてきた通り、日本国憲法および子どもの権利条約の理念を汲んで制定されたこども基本法は、差別されないこと、発達の権利・教育を受ける権利が保障されていること、最善の利益が考慮・優先されることを趣旨としています。

しかし、神奈川県は神奈川朝鮮学園に通う生徒・保護者に対して他の学校法人に通う生徒・保護者には支給されている学費補助の支給を見送っています。こうした仕打ちに対して、毎月県庁前で在校生や支援をする県民、そして卒業生も「後輩たちにこんな思いをさせたくない」と知事に学費補助の再開を求めています。

神奈川県は、神奈川朝鮮学園で使用する教科書から拉致問題の記載が消えたことを理由として、教科書に記載するという神奈川朝鮮学園との約束が支給の「前提」であり、「前提」が整うまで学費補助の予算計上を見送るというもので、「前提」が果たされれば補助金の支給は再開されるとしています。再三確認してきましたが、学費補助の支給対象は生徒・保護者です。仮に前提が果たされてないとしても、その責を生徒・保護者に帰する合理的な理由はどこにも見当たらず、こども基本法3条1～4号の理念と両立できません。

学校側に前提を果たすことを求めるために、子どもたちの学費補助を人質にとるというお門違いな対応は一秒でも早く見直すしかありません。

この間、視察で伺った愛知県や兵庫県では、朝鮮学校や学校に通う生徒・保護者も地域で共に暮らす住民であり異なる取り扱いをするつもりはないとおっしゃっています。本年第一回定例会の厚生常任委員会での「本県に暮らす在日コリアン、あるいは、朝鮮学校、そこに通う生徒や保護者とともに生きる社会の仲間だとおもっているのか」という問いに対して、福祉子どもみらい局長は「人種全く関係なく皆さんとともに生きる仲間だと考えて」といると答弁しています。

多文化共生という地域社会の調和を促進すべき行政が、官製差別によって社会を分断することに加担

し続けることはあまりに罪深い行いです。こども基本法が施行された今、法の理念に立ち返って対応をすべきです。

そこで、こども基本法の理念を实践する立場に立ち、学費補助の支給で行っている差別的取り扱いをやめるべきと考えますが、見解を伺います。

仮に、改めるつもりがない場合、学費補助支給要件を満たしている生徒が学費補助を受けられていない状況が、差別的とりあつかいでないと考える理由、教育を受ける機会が害されないと考える理由、最善の利益を害していないと考える理由について説明を求めます。

○不妊治療への支援のさらなる充実について

先日発表された2023年の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む子どもの数)は、全国で1.20、東京は0.99、神奈川は1.13でいずれも過去最少となっており、神奈川県は全国で6番目の低さです。人口を維持していくために必要とされる2.06には遠く及ばない状況です。

結婚するかしないか、子を持つか持たないか、それぞれの判断を尊重しながら社会が持続していくように一つ一つハードルを取り除くのが行政の責任です。6月6日付の神奈川新聞で、県総合政策課は「経済面をはじめ子育てへの不安や価値観の多様化で非婚、晩婚化が進み、少子化に歯止めが掛からない状況」と認識を示し、「要因は一つではなく、総合的な対策が求められる。子ども施策を重点に据えており、国や市町村と連携して取り組む」とコメントしていますが、子育ての不安を払拭する強いメッセージとなるような施策が必要だと考えます。

神奈川県は、この4月から保険適用で不妊治療を行っている夫婦に対して、先進医療にかかる費用が10割負担だったものを3割負担となる神奈川県の補助制度が開始しました。しかし、県単独の制度ではなく、市町村との協調補助であるため、2024年5月末時点で33自治体中14自治体しか制度を活用できない状況で3政令市でも取り組まれていません。せっかく制度が開始しても、多くの県民がこの制度を利用できない現状は率直に言って残念でなりません。また、支援の中身や対象についても拡充していく必要があると感じます。

山口県では県単独で人工授精のほか、体外受精の自己負担分(6万/回)や先進医療の治療費全額(20万/回)を対象にした実質自己負担が0となる補助制度が始まりました。福島県や富山県でも、体外受精の保険適用回数の上限を超えた夫婦に対して、保険適用時と同程度の負担で治療できるような制度を行ってきました。こうした他県の取り組みを参考にしながら、さらなる充実に取り組むことが、全国で6番目に低い合計特殊出生率の神奈川県において、子育ての不安を払しょくできる強い施策展開となるのではないのでしょうか。

そこで、今後本県の不妊治療の助成制度の活用を広げていくためにどのような取り組みを考えているのか伺います。また、制度の中身としても助成の対象を広げるほか、年齢や回数の制限を撤廃するなど利用できる人を増やしていくべきと考えるが知事の意気込みを伺います。

○こども医療センターを利用する県民の負担軽減について

先日、こども医療センターに子どもが通っている保護者から駐車料金の減免対象が縮小され自分たちも対象にならなくなるとの声が寄せられました。担当課に確認したところ、今年6月3日から駐車料金の減免の対象からベビーカー提示による駐車場料金免除を廃止とすることでした。この改定については、駐車場の安全対策を強化するために費用が増加し、それをまかなうためにこれまでも料金の値上げをしてきたが、駐車場の運営自体は未だに500万近くの赤字のため、今回の減免対象縮小で黒字に向かう見込みとのことでした。ベビーカーを持参した人と、ベビーカーを病院で貸し出してもらった人で駐車料金の減免に差が出るのは不公平だと病院が考えたようですが、利用者からそうした声を受けたわけではありません。駐車料金の減免といった福祉的な支援は、サポートが必要な人にしっかりと行われるべきで、その対象が県立病院の経営状況に左右されるべきものではありません。

一方で、駐車料金減免の対象には「電気自動車登録カードの提示」というものがあり、これは県の政策誘導のために県立病院機構が減免対象としているものです。

こども医療センターに通う子どもたちの多くは、地域の医院などで治療を受けることが難しく県内外各地から通院してきています。県の「かながわ子どもみらいプラン」でも「社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり」とあり、この実践として駐車場の減免分に対する補填を政策的に行うべきです。

問題の根幹には、駐車場の赤字を県や県立病院機構ではなく、利用者に負わせようとしていることにあります。子どもがどんな病気や怪我、障害であってもその子の人生を支えていけるという確信が持てる社会の姿が必要です。県として県立病院機構への交付金を増額し、駐車料金の値上げなど利用者の負担増とならないようにすべきと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

○地域公共交通確保のための県の取り組みについて

共産党県議団として、5月に県西部7町の町長と懇談を行いました。その中で多くの町で共通して出された課題は公共交通維持でした。現在多い声としては、バス停まで行けないので家からバス停や目的地までの移動をどうにかしてほしいというものだそうです。

町では AI を活用したオンデマンド交通や地域循環のバスを走らせるほか、バス会社に路線を維持してもらうために補助をしているところもありました。

町からの声を受けて、県は国交省に対し地域交通サービスの維持・確保に向けた支援として、地域公共交通確保維持事業について、補助要件の緩和や拡充と十分な予算措置を要望しています。

県は地域交通サービスの維持・確保が困難な理由として、少子高齢化・人口減少、運転手不足の深刻化を指摘しています。持続可能な地域交通を確保するためには運転手の労働環境の改善と賃上げによる処遇改善、地域交通の利便性を高め利用者の確保が必須であることは言うまでもありません。

現在、国や県が進めるライドシェアの展開は、維持が困難になっている地域交通への支援拡充ではなく、新たな事業者参入で賄おうというものです。これは大穴が開いた風呂釜に手で水を注ごうというようなもので、根本的な原因の解決をわきに置くものです。

宇都宮では、LRT開通にあたりバス路線の再編、他の交通手段から乗り継ぐ無料の駐車・駐輪場の設置や乗り継ぎに対する割引制度を実施することで、利便性を向上させ利用促進を図っています。

県内でも、松田町で取り組まれているAIオンデマンド交通は、買い物しやすい隣町にもバス停を設置し今後周辺自治体との連携も模索しているとのことで、まさに利便性を向上させ利用促進を図る積極的な取り組みと言えます。住民は自治体を超えて生活している以上、自治体の事業でも民間事業者においても広域的な視野で対応することが必要だと考えます。

そこで知事に伺います。住民の日常生活に不可欠な地域公共交通をこれからも維持していくためには、これまで利用していなかった人にも移動手段を転換してもらえよう利便性の向上が不可欠だと考えます。そのためには、自治体を越えた路線の設定や利用しやすいダイヤの維持のための予算措置など市町村任せではなく、調整や連携を主導するなど広域自治体である県の役割が問われていると考えますが、県として今後地域公共交通の維持に対してどのような県独自の方策を講じようと考えているのか認識を伺います。

○酪農業の意義について

わが国の食料自給率が 38%とその水準の低さが問題となっており、農漁業生産者の支援・育成が課題です。中でも酪農家に関していえば北海道以外の農家の減少が顕著です。輸入自由化のあおりを受けて乳製品の国産の割合は減少していますが、飲用乳は 100%国産で賄われています。酪農関係者の研究と技術改善努力で日本の乳牛一頭当たりの搾乳量は世界トップクラスとなっていますが、このまま酪農家の減少が続けば牛乳や乳製品の供給に大きな打撃となります。

酪農は循環型農業の柱として農業全体に貢献する側面を持っています。人が直接有効活用することが難しい草を食糧に変え、糞は肥料になり、その肥料は畑や水田で利用され、土に戻ります。

このサイクルによって、生産者同士が責任を持ちながら農業システム全体の品質向上につなげることが可能であり、飼料生産や放牧による水田など農地の有効活用、遊休農地の解消にも資するものと考えられます。

県内酪農家の方によれば、豚や鶏に関してはここ 2, 3 年ほぼ廃業がない中で、酪農家は減り続け、この一年間でも県内約 100 軒の酪農家のうち 16 軒が廃業を余儀なくされているとのこと。現在なんとか持ちこたえているが、乳代の収入が1700万円、飼料代にかかる経費が2500万と支出が収入の 1.5 倍かかり、それに加えて運搬代、施設整備代、水道代など大幅な赤字経営になっているとのことでした。それに対し、国や県からの恒常的な支援がないことが厳しいとおっしゃっていました。

そこで、本県における酪農業の存在意義をどうとらえているか知事の認識をうかがいます。

○酪農業への支援について

乳牛 1 頭は一日に 30 キロの乳を搾るということで毎日 100 キロ近い水を呑みます。台風で水道管が使えなくなった際は大変な思いで遠くから水を運搬したとのこと。

配合飼料価格安定制度は飼料代高騰の激変緩和を防ぐものですが、この制度による交付金は、ウクライナ侵攻や大幅な円安などが要因となり、2022、2023年には交付金が措置され何とか乗り切ることができましたが、2024 年第一四半期はアメリカでのトウモロコシの豊作などを要因に価格上昇がみられないことから交付されておらず、非常に厳しいとのこと。

そこで、県として酪農業の公益性を鑑み、国の財政支援がない場合に県単独でも酪農家の経営存続のために緊急の支援を検討すべきと考えますが、知事の認識を伺います。また、このような為替相場や気象条件に大きく左右される業種に対して恒常的に財政支援制度を設けるべきと考えますが見解をうかがいます。

○自治体の人材確保のための県内市町村の地域手当について

日本共産党県議団が、5月に県西部の7つの町の町長と懇談をさせていただいたなかで、もう一つ共通して出されたのが、職員の確保についてでした。

特に、保健師や技術職員などの不足が顕著だとのことで、不足している要因の一つとして給与などの処遇面の課題、地域手当の問題が挙げられていました。地方公務員の地域手当は、国家公務員の地域手当に準拠して設定されることが基本となっており、県内では、横浜市・川崎市・厚木市が16%、鎌倉市が15%、相模原市や藤沢市が12%となっています。一方、私たちが懇談をさせていただいた県西部の町では、国が示す地域手当は0となっています。仮に国家公務員大卒初任給に該当する俸給にあてはめた場合、月額約3万円の差となり、各自治体の基本給の差やその他の手当が含まれればこの差は一層広がることになります。

このような状況の中、いくつかの町では、職員確保のために町独自で地域手当を設定しています。しかし、この独自の地域手当がなかなか広がらないのは、地域手当を独自に支給するとその分地方交付税の特別交付税が減額されるというペナルティーが科せられることになっているところにあります。このことが町の財政に大きな影響を及ぼし、独自の地域手当をつけることができず、職員確保に至らないとの切実な声が出されています。ある町では、採用した保育士が次の年に辞め、県内の別の都市に就職したなどの事例も出され、職員確保に大変苦慮している姿が浮き彫りになりました。

そこで知事に伺います。このような状況を改善しなければいけないと、県内の町村会は特別交付税の減額措置をやめるよう国に意見を出しています。県としてもこのような状況を踏まえ、県内の市町村といっしょになり、国に対して、せめて減額措置をやめるよう強く迫る必要があると思いますが、見解を伺います。同時にこの地域手当の在り方を抜本的に見直すことも必要と思いますが、見解を伺います。

○県と市町村との人事交流について

県では、以前から人事交流システムとして県内市町村との人事交流として職員の派遣をお互いに行っています。この制度は、県と市町村間で同一人数、同一職種、同一期間の対等交流を原則として行っており、ほぼすべての県内市町村と職員交流を行っています。

一方で、2020年から県は専門職員派遣制度を作り、保健師や技術職員の派遣を行っています。この制度は、原則10年間、県が県職員を市町村に派遣し、その間に市町村で専門職員の採用に取り組んでもらう制度です。現在、12市町村に12人の職員を派遣しています。また、この他に部局によっては、市町と協定を結び職員を派遣しているところもあるとのこと。

このような取り組みは非常に大切であり、県内市町村の人材確保、住民サービスの低下を防ぐために県が力を発揮することは重要なことと考えます。

そこで知事に伺います。県職員の確保の課題はありますが、県内市町村を支援するためにこのような人材派遣をもっと強めることが必要と思いますが、見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 6 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 すとう 天信

【1】児童相談所における社会的養護の子どもの記録の保管について

●公文書である児童記録票など子どもの記録の廃棄をめぐる

誰であれ、その人が生涯を前向きに生きていくためには、社会の中で自分が何者であるかを自覚する、アイデンティティー形成は不可欠である。

人生の様々なステージにおいて、あるいはその危機に際して、子ども時代の写真や記録物を紐解き、幼い時分の家族との関係や、かつて抱いていた想いを想起し、自らの出自と向き合うことで自身のアイデンティティーを再確認した。そうした経験のある人も、少なくないだろう。

子ども時代を社会的養護で過ごした大人、いわゆる「ケアリーヴァー(社会的養護経験者)」にとっては、自らの出自を知るうえで最も重要な資料となるのが、児童相談所や民間の児童養護施設に保管された、社会的養護の記録である。しかし、児童相談所で作成された児童記録票をはじめとした記録の多くが、管轄する自治体の定める保存期限が終了するとともに、廃棄されてしまっている現実がある。

●神奈川県民のあるケアリーヴァー女性(Hさん)のエピソード

5月23日付の毎日新聞電子版の記事では、神奈川県在住のあるケアリーヴァーの女性(Hさん)が、自らの記録が廃棄されていたことに衝撃を受けながら、それでも失われた幼少期の記録を探し求める活動について、取材がなされている。

Hさんは、母子保健院での養育を経て養子縁組。思春期での真実告知により大きなアイデンティティーの動揺を経験したのち、社会に出て30代で結婚。その後、自らの出産・子育てを通じて、自分の生まれた頃の思い出を語ってくれる人、その当時の写真、あるいは母子手帳の記録といった、「私にないもの」を発見していったという。

そこで初めて、自分の幼少期の記録を探し問い合わせを行ったところ、当時の施設はすでに廃止されており、自身の人生の一部であったはずの記録は、すでに保管期間を過ぎ廃棄されているという現実に直面する。

●児童記録票の保存期間

社会的養護における子どもの「記録」とは、おもに生活や活動に即して作成される記録を指すものと考えられる。わが国では、社会的養護で養育される子どもの多くが、児童相談所を通じて措置されることから、児童記録票をはじめとした児童相談所においてケースファイルとして作成され、管理される記録がその中心になる。

NPO 法人こどもサポートネットあいちの行なった、児童記録票の保管についての全国的な

調査(2013年9月-2014年1月)によれば、自治体の大多数が厚生労働省の児童相談所運営指針もしくは自治体の文書管理規程に従い、一定の保存期間ののち児童記録票を廃棄していることが報告されている。

本県の児童相談所でもまた、国の運営指針を踏まえる形で、保存期間をおもにその子どもが満25歳になるまでの間、もしくは措置が解除されてから5年間とし、その後廃棄するといった対応を行ってきたと承知している。

現在の国の運営指針では、養子縁組が成立した事例等では永年保存、また棄児・置き去り児の事例など「将来的に児童記録票の活用が予想される場合」には長期保存とする、といった一定の配慮がなされている。しかしながら、措置終了後の当事者(ケアリーヴァー)の多様な事情に鑑みた規定とはなっていない。

●当事者にとっての記録の重要性

社会的養護の子どもにとって児童記録票等の記録は、家族のなかでの記憶保管構造を代替するものであり、自らの出自を知るための情報源として、他にかえがたい極めて重要なものである。ライフストーリーワークなど、子どものアイデンティティーの形成を支援する取り組みにおいても、これを欠かすことはできない。

一方で、前述のHさんの事例に顕著なように、様々な事情を抱えたケアリーヴァーが、成人後、30代・40代・50代になって、アイデンティティーの葛藤をのりこえ、ようやく自身のルーツを辿ることができるようになるケースもある。

ケアリーヴァーが、自身の子ども時代に向きあうことができるようになった時点で、自分や家族について知る機会がすでに失われているという状況は、はたして看過すべきものだろうか。当事者にとってこうした状況は、自らの「出自を知る権利」の侵害と受け取られるのではないだろうか。

●子どもの出自を知る権利の保障

1989年に国連総会で採択され、わが国も94年に批准した「子どもの権利条約」では、第7条において「子どもは出来る限りその父母を知り、かつ父母によって養育される権利を有する」とされている。この条文を根拠に、子どもの持つ権利の一つとして、批准国にその保証が求められているのが「出自を知る権利」である。

しかしながら、この「出自を知る権利」について、これまでのところ国内法では十分に明文化がなされていない。厚生労働省の児童相談所運営指針においても、一部、養子縁組における

真実告知の文脈で「こどもにとって、自分の出自を知ることは大切な権利」との記載があるものの、ケアリーヴァーの「出自を知る権利」の保障の在り方に関しては、実質的に各自治体に判断がゆだねられている状況にある。

●Hさんのケースの示唆するもの

今回、文書質問をするにあたり、報道記事の当事者である Hさんと連絡を取り、ヒアリングを行った。その中で、一人の当事者の想いとして最も強く印象に残ったのが、「記録の保管にしろ、養子縁組制度の啓発にしろ、いまの行政の対応には“子どもの視点”がない」という指摘であった。ここにおける「子ども」とは当事者、すなわち社会的養護による養育を受ける子どもであり、またかつて社会的養護の措置を受けた大人、すなわちケアリーヴァーのことである。

●記録はだれのものか？

児童相談所で管理される児童記録票等のケースファイルは、当該児童の出自に関する公的な文書であると同時に、当事者にとっては自身の「かけがえのない人生の一部」そのものである。Hさんは、そうした性格を有する記録が当事者への十分な配慮なく廃棄されていた事実**に強い衝撃を受け、現在も失われた幼少期の記録を取り戻すため、当時の関係者を探す活動を続けている。**

子どもの権利を擁護すべき立場に立ち、公的な責任のもと、保護者に代わり社会的養護を担う行政機関は、こうした当事者の視点を踏まえ、子どもの出自をめぐる記録の喪失を防ぎ、当事者の「人生の連続性」を保障していく可能な限りの努力をすべきではないだろうか。

●自治体 DXの一環として

社会全体のデジタル化の潮流のなか、本県でも全庁的な行政のデジタル化(自治体 DX)が進む。これまでの紙ベースを中心とした文書保存の考え方も、記録の電子化を前提に大きく変わりつつある。先に触れた国の児童相談所運営指針でも、ケースファイルの電子化による事務の効率化の必要性が指摘されている。児童相談所で管理される子どもの記録の保存と、その運用の在り方を見直していくうえで、いま最適な時期に来ているとも考えられる。

そこで知事に伺う。

- 児童相談所で管理される児童記録票等、社会的養護の子どもの記録は、当事者にとってのかけがえのない人生の一部である事も踏まえ、子どもの「出自を知る権利」を保障する観点から、電子化のうえ永年保存とするなど、保存期間の延長と運用の改善を図っていくこと。

- また、様々な事情のあるケアリーヴァーが、それぞれのタイミングで、記録を自らのルート探しに活用していけるように、アクセスの確保と適切な情報提供を進めていくこと。
- そして将来に向けては、すべての社会的養護の子どもの「出自を知る権利」を確実に保障していくために、児童相談所や養子縁組をあっせんする民間団体の記録も含めて、公的機関が一元管理する体制の確立に向けた検討をおこなうこと。

以上を、積極的に推進していくべきと考えるが、所見を伺う。

【2】要配慮者の災害対策について

年初の能登の震災を受けて、今議会でも災害対策に関する補正予算等が生まれ、対策が図られているところですが、この震災で、深刻さが浮き彫りとなったのが、高齢者、障害児・者、子ども、女性といった避難の際に配慮が必要な人への対策です。県では昨年「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を改定していますが、能登の震災を受けて、改めて対策を強化する必要性を感じます。

発災時、一次避難所での配慮はもちろんですが、そこでの過ごしが難しい配慮が必要な人たちに向けて、福祉避難所の役割は非常に大きいと言えます。能登の震災でも福祉避難所の課題が浮き彫りになったところであり、本県でも様々な状況に対応できる想定が必要です。福祉避難所の指定等については、市町村が行うものと承知していますが、特に個別の特性が様々な障害児・者の福祉避難所は不足していることが明らかです。その理由のひとつには、必要とされる個別の障害特性に合わせた対応に限界があるという指摘がされています。

こうした声に応え、県も市町村及び避難所となる施設を支援していく必要があると考えます。

配慮の必要な人が避難生活を少しでもスムーズに過ごすには、日頃からの当事者、地域、支援者を含めた関係性の構築と課題の共有が重要と考えます。国の災害対策基本法では、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされています。個別避難計画の作成を通じ、個々の避難時の課題を把握し、当事者を取り巻く地域や関係各所との連携を図ることは非常に有効だと考えます。しかし、例えば高齢者の計画と、個別の特性が様々な障害児・者等の計画とでは違いが大きく、特に障害児・者の個別避難計画の作成は進んでいません。

また、大規模災害時には、市町村の枠を超えた連携が必須となり、県の役割が問われることとなります。福祉関係団体等と協働し、大規模災害時における要配慮者を支援するため、「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」及び「神奈川県災害派遣福祉チーム(通称「神奈川DWA T」)」が設置されていることと承知しています。しかし、実際に県内で発災した際、DWA T が果たすべき役割については、市町村の受け入れ体制をはじめ、連携には課題があります。

いつ起きるかわからない大規模災害に対しては、現状を踏まえ、スピード感を持って進めていく必要があると考え、以下知事に伺います。

- 福祉避難所の指定及び設置を行う市町村をどのように支援していくのか県の考えを伺います。

- 個別避難計画について、県内市町村の作成状況と、市町村の取り組みを後押しする県の役割と支援内容を伺います。

- DWAT 等、福祉の広域支援を想定し、どのように市町村と連携を進めていくのか伺います。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年6月21日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

新型コロナワクチンについて

あらかじめ、この質問はmRNAワクチンを全否定するものではないことを申し上げます。

RNAによる医学・医療の進歩、そしてこれからの可能性については承知しています。

同時に、2000年に世界で初めてmRNAワクチンによる治療用の試験が行われて以降、数々の病気への治療や免疫獲得のための臨床試験が行われてもなお、それらの研究が実を結ばなかったとも認識しています。

そしてコロナ禍に突入し、世界は大混乱する中、様々なプラス要素とマイナス要素を勘案した上での最善策として、mRNAワクチンを採用したのだろうと考えます。

さらに、いずれまた発生するであろう新たなパンデミックに備え、その可能性を信じて、機能性が高まり、今後、誰もが安心して使えるように感じられる、より良いものになるように期待したものであります。

ワクチン接種の拒否を選択した考え方について。

本県でも新型コロナワクチンを接種しなかった方々は、相当数いらっしゃいます。

今回のワクチンについて、国から各都道府県に配分されるワクチン数は、国が人口等を勘案し機械的に決定したとのことですが、国から本県へのワクチン配分数；約3,750万回分に対し、接種回数は約3,152万回だったと聞き及んでおります。

そこで知事にお伺いいたします。

- 当初の想定よりも、実際に接種されなかったものが598万回分にも至ったわけですが、どのような理由で「拒否」されたとお考えでしょうか？

新型コロナワクチンのリスク情報について。

あらゆるワクチンにはリスクが存在します。

そしてmRNAワクチンのリスクについて、得体の知れない不安が広まっています。

数多のインターネットサイト上には、ネガティブな情報を発信している方々が存在します。文献・書籍も刊行されています。発信者・著者には、医学・医療の専門家も多く見受けられます。

レプリコンワクチンも話題になりつつあります。

私もコロナ禍が始まって以降、ただちに(公財)ルイ・パストゥール医学研究センターなどによる講習会に参加。病原体の基礎知識と取扱い技術、感染予防のための衛生管理、感染症発生時の危機管理等に関して、座学や実習を行いました。また多くの文献も読み漁りました。しかし、あまりにも専門的・学術的な分野ゆえに、所詮は付け焼刃です。

しかしながら、知識・知見を積み重ね増やしてゆかねばと考えております。それは、県民の皆様も同様に考えていらっしゃるかと察します。

私は、R4年12月の質問趣意書で、以下の通り知事に尋ねました。

『ワクチンについて。厚生労働省もホームページやメディアを經由して安全性をPRするものの、「安全宣言」ではない内容だということと、mRNAというこれまでには存在しなかったワクチンゆえに、その是非についてはいまだに議論が尽きません。そもそもワクチンも医薬品もノーリスクではないため、ノーリスク志向の人々には回避されがちです。副反応という情報に反応しているのです。とは言え、これまでの間、新型コロナワクチンについては相当なデータが蓄積されているはず。そこで知事に伺います。新型コロナワクチンについては、個人個人の傾向に合わせたベネフィットおよびリスク&ダメージのデータと情報の提供を積極的に行うべきと考えますが、ご所見を伺います』。

知事からの答弁書は、『ワクチンの効果や副反応に関しては、現在も、様々な研究・調査が行われているところであり、新しい知見が集積されていきますので、今後も、県民の皆様へ分かりやすい情報の提供に努めてまいります』とありました。

また、R6年3月の予算委員会における小島健一議員の質疑で、副知事は、『個人の判断に当たりましては、ワクチンの効果や副反応のリスクなど、徹底的な情報提供、情報公開が必要であると思いますので、県の役割としては市町村と連携して可能な限り広く県民の皆様へ正しい情報を提供してまいりたいというふうに考えております』と答弁されました。

しかし情報提供については、今のところ本県のHPには厚生労働省のHPに誘導するものしかありません。

その主な内容は、『新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています』といった、「症状」についてです。

しかし、得体の知れない不安は「症状」に対してではなく、もっと重篤化する事案に対してであると感じます。

例えば、人口動態統計による超過死亡の急増です。厚生労働省が公表する新型コロナ陽性者の死亡者数や、新型コロナワクチンの健康被害による死亡認定件数との乖離が大きいのですが、全く無関係で関連性無しとするには、あまりにも非合理的だと感じます。

巷で話題になる「免疫力の低下」や「血栓症」も注目される事案です。

そもそも医療系の事故・過誤は認定されづらい事案であります。だからこそ、県民の多くが情報を求めているのです。

「疑わしきは罰せず」。これは法律に関する格言であります。この場合は「疑わしきは、疑いが晴れるまでは注視・注意せよ」、あるいは「遠ざけよ」、という考え方でいいのではないかと感じます。健康被害への可能性が完全に抹消されるまでは、リスクとして扱うべきだと考えます。

そこで、あらためて知事にお伺いいたします。

- 県民が今後のワクチン接種を判断するにあたり、厚生労働省が発信する情報量が少ないゆえに、本県として県民のために、県民が求める「不安」に対する情報を提供すべきと考えますが、いかがでしょうか？

ワクチン効果の情報発信について。

本県の衛生研究所は、基幹地方感染症情報センターとして有益な情報公開を目指しています。そして、知見が豊富で極めて優秀な専門研究員たちにより日々、様々な研究が行われています。また、感染症の発生動向調査＝サーベイランスの精度向上に取り組んでいると認識しております。

コロナ禍以降も、県域の医療機関を中心に変異株モニタリング調査・全ゲノム検査も実施してきました。他自治体の全ゲノム解析検査も実施し、県内の自治体検査機関との連携協力も行ってきました。政令市との共同研究として、有症患者の血清を用いた抗体保有状況調査も行ってきました。ゆえに、ワクチンの不利益も把握し、認識していると察します。

そこで、知事にお伺いいたします。

- 本県ではサーベイランスの精度向上にともない新型コロナワクチンの効果を、より正確に把握出来ていると考えますが、ワクチン効果の情報発信について、どのように考えていらっしゃるのでしょうか？
- また、本県の衛生研究所は有益な情報公開を目指していますが、mRNAワクチンに対する衛生研究所としての評価を県民に公開すべきと考えますが、いかがでしょうか？

予防接種健康被害救済制度の告知について。

本県のHPでは、この件については、「予防接種について」というサイト内に収められています。しかし、注目されているのは、新型コロナワクチンの健康被害についてであります。

そこで知事にお伺いいたします。

- 本県のHPにおける予防接種健康被害救済制度の告知については、「新型コロナウイルス感染症について」のサイト内から直接入れるように配置すべきと考えますが、いかがでしょうか？

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年6月21日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 谷 和雄

「共生社会の実現に向けて」

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において、利用者19人のかけがえのない命が奪われるという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、私は今も言いようもない大きな悲しみと強い怒りを感じずにられません。

このような事件が二度と繰り返されないよう、この悲しみを力に断固とした決意を持って、障がい者に対するあらゆる壁、偏見や差別をなくし、ともに生きる社会の実現をめざし、県議会と県は共同で、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めております。

さて、本年1月に、本県において、知的障害のある方が入居するグループホームの開設を断念したということが、メディアを通して分かりました。報道によれば、地元町内会へ説明会を開催した際に、ここで表現するにはあまりにも残念な差別的発言があったことにより、事業者は「今後、入居者を守れない。」との判断で開設を断念したとの事であります。

その一方で「開設に反対する理由が分からない。」「障害があっても幸せに暮らせる環境をつくらないといけないのに、子どもたちの手本となる大人がこれでいいのか。」との意見もあったと聞きます。

障害者差別解消法の附帯決議には、「グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底する」旨が明記され、本県でも同様の対応を進めていると考えておりますが、このような事案が発生したことを考えると、グループホームの設置に当たっては、一層、丁寧な対応が重要だと考えます。

また、今回の事案は、県と同等の事業者指定の権限がある、政令指定都市内で起こったことではありますが、同じ県内ということでは、県が全く関係ないとは言い切れないと考えており、政令指定都市とも協力して、対応すべきと考えます。

そこで伺います。

障害者の方が、グループホームで安心して生活できるよう、県として、どのように取り組んでいくのか知事の見解を伺います。

「全国育樹祭に向けて」

現在、地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素（CO₂）について、実質的な排出量ゼロの達成に向けた脱炭素社会を目指し、日本はもとより本県においても取り組んでいることは承知しております。

脱炭素社会実現に向けて、陸の植物が二酸化炭素（CO₂）を吸収して貯蔵するグリーンカーボンの取組は、地球温暖化の緩和・防止に繋がるとして注目を集めております。

国においては、国土の67%を占める森林を守り育てるために国土緑化推進機構では、国民参加の森林づくりのため様々な緑化事業を推進しており、その最たる取組として、全国植樹祭とあわせて全国育樹祭を開催しております。

全国育樹祭は、継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発するため、1977年（昭和52年）から、全国植樹祭を開催したことのある都道府県において国土緑化推進機構と開催県の共催で毎年秋季に行われています。この全国植樹祭において、天皇・皇后両陛下がお手植えされた樹木についての皇族殿下によるお手入れ、皇族殿下による各種表彰、参加者の育樹活動等の行事が行われます。

本県では平成22年（2010年）に天皇・皇后両陛下ご臨席の下、第61回全国植樹祭の開催から14年が経過しており、全国育樹祭の開催を期待する声が多く届いております。

そこで知事に伺いますが、全国植樹祭開催から14年経過した現在、全国育樹祭誘致に向けた見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 6 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 小川 久仁子

質問趣意書

高津自由の会 小川久仁子

1、地方独立行政法人神奈川県立病院機構及びこども医療センターについて

昨年度末に地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下病院機構)について、文書質問を行ったところ、人事ローテーションについては、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、病院機構の状況を考慮しながら、派遣職員数は減じてきたという答弁をいただきました。そして、本年3月に今年度の新しい職員派遣が発表されました。

病院機構への職員派遣は、病院経営や医療課題について県本庁と概念を共有し、しかも病院経営や医療に関する知見やネットワークを持つ人材の複数派遣が基本的に重要です。すぐに俯瞰した目で、病院機構を見渡すことができる人材が必要だということです。また、阿南新理事長を直接サポートできる医療関係者や経営コンサルタント的人材も必要だと考えています。しかし、この部分は今回の人事ではまだ不十分であります。

ここ数年の病院機構、こども医療の、診療報酬返還、レジオネラ・CRE、患者死亡事件に対する対応等々を見る限りでは、県本庁の考え方とは全くそぐわないものであったと、考えます。各問題に私が取り組んできた経過の中では、本庁責任者～黒岩知事とは全く異なる考え方の下で、県立病院経営がなされてきたのではないかとさえ、感じます。そうでなければ、知事から「病院機構大改革を行う」との意思を表明するまでの状態に陥るわけがありません。

本年4月より、知事の肝いりで、阿南医師が病院機構理事長に新たに就任されました。就任後の病院機構ホームページのトップページに掲載されている理事長のあいさつ文では、術後患者死亡事件にもふれて、重い使命をしっかりと受け止めている印象を覚えました。しかし、理事長の決意とは裏腹に、病院機構関係者の話を探ると、病院機構改革に対しての内部理解がまだまだ得られていない状況と私は受け止めています。

病院機構の大改革には、こども医療センターの立て直しはもとより、循環器呼吸器病センターの今後の在り方や、がんセンターについての議論も含め、幅広の検討が必要ですが、まずはこども医療センターの立て直しに向けて、阿南理事長をしっかりとサポートできる体制を強化するべきと考えます。

そこで知事に伺います。こども医療センター立て直しのために、病院機構改革を目指し、阿南理事長のサポートを強化するために、本庁スタンスを共有する医師の派遣が必要であると考えますが、知事の見解を伺います。また、こども医療センターに関しては、特に病院経営の本筋とは別の使命、小児医療という不採算部門をどのように効率よくしかも命を重んじる医療を展開していくかという、非常に困難な使命があろうと考えますので、経営コンサルタントの活用も重要な視点と考えます。

が、知事の見解を伺います。

次に、こども医療センターについて特化して伺います。

病院機構は昨年12月22日に、こども医療センターの当時の病院長を、病院長ではなく医務監に、副院長兼医療安全推進室長を、兼務を外し副院長に、という降格ととれる人事を発表しました。この二人はレジオネラ・術後患者死亡事件の二つの重要な院内の調査委員会等に名を連ね、隠蔽をリードしてきた張本人と私は予測しています。しかも、同日付で発表された病院長への懲戒処分 の理由として、私の議会質疑に反論する嘘を上塗りする院内メールを流すなど不誠実な行動が具体的に指摘されています。

にも拘わらず、現在、前病院長は、総長補佐という呼称がつけられていると聞きました。

これでは降格人事に信ぴょう性が伴いません。

こども医療センター内では、「前病院長は総長補佐なんだから、次期総長になるのでは？」「前病院長はもうすぐ復権するのではないか？」「総長補佐なんだから病院長時代より昇給しているのではないか？」「知事が改革なんて言っても、以前と全く変化がない」などという声が渦巻き、私にも聞こえてくるほどです。なぜ、こんな生ぬるい人事を、こども医療センターや病院機構はゆるしているのでしょうか？私には信じられません。

こども医療センターの不作為の罪を改善していくために、私は人事刷新を主張してきましたが、これでは、降格人事の意味が全くありません。前の総長の時代からの不作為の罪を放置し続けてきた結果、尊い幼い命を失うという許しがたい結果を生み出してきたのに、その中核人物を中途半端に処遇する体制は見過ごすことはできません。

知事に伺います。こども医療センター再建のために、私は、すぐに、こども医療センターでの、総長補佐という呼称を含め、前病院長の処遇を見直すべきだ、そして、降格人事の理由を、こども医療センターの全スタッフが共有できる体制を強化するべきと考えますが、知事の見解を伺います。

2、女性支援新法にかかる令和5年度予算委員会における小川久仁子からの質問について

令和6年3月12日から15日にかけて開催された令和5年度予算委員会。この委員会質疑において、小川久仁子は、女性支援新法にかかわる新施策予算について以下のように質問しました。厚労省が示した「困難を抱える女性に対する通所支援補助金のスキーム」が誤っているのではないか？ 秘匿性の高い女性自立支援施設(旧来の女性保護施設)に通所施設を併設すると、すぐに保護施設の秘匿性が失われてしまい、入所している要保護女性が危険にさらされることになってしまう、と指摘したところ、首藤副知事からは、「ご指摘はもっともで、これはやはりおかしい」とのご答弁をいただきました。

その後、4月24日に、黒岩知事名で、武見厚労大臣に対して、この私の質疑に沿い、また、女性活躍推進議員連盟として要望した内容に沿った要望書を首藤副知事から社会・援護局長に手交していただきました。

大きく3項目にわたる要望書では、2項目目「困難を抱える女性への通所型支援施設が様々な場所で整備しやすい仕組みとすること」の中で、(1)現行の補助スキームだけでなくサテライト型通所施設を補助対象とすること(2)女性自立支援施設とは別の運営主体への再委託や民間団体への委託を可能にすること(3)現行スキームに、通所施設に必要な人件費や施設の賃借料への補助を加えること(4)これらを早期に実現するために令和6年度中に補助スキームを構築すること、これらが記載されています。他には全国一律の水準で支援が提供できるような配慮、女性支援の人材育成を全国一律ではかられるよう研修プログラムの充実をはかることなどが要望されました。

これは、非常に実効性のある具体的な要望であり、国の女性支援策への適切なアドバイスと、私は受け止めています。

そこで知事に伺います

この神奈川県からの要望書を受けた、社会・援護局長の反応はどういうものであったのか？そしてそれを受けて、本県としてどのように、女性支援策の充実を図っていくのか？知事のお考えを伺います。

また、女性支援新法では、民間団体と協働して女性支援にとりくむように求めています。本県はもともと女性保護施策には民間団体の力を借りて全国に先駆けた活動を展開してきました。時間の経過と共に、民間団体の方々の自発的活動も以前にもまして活発化しています。ところが、県と連携した女性支援のために活動する民間団体のネットワーク化が本県では、まだ進んでいません。女性支援計画を策定する際に、民間団体にアンケートを取ったことは承知していますが、これを契機に今後の女性支援施策の展開のために自ら努力している民間団体をつなぐ会議体を県として設置するべきではないでしょうか？その会議体では、それぞれの団体が協力し、課題を共有し、新しい局面を開いていくために協議していく、絶好の場になると期待ができます。ひとつひとつを見ると発展している団体もありますが、横や縦のつながりはどうかと問えば、まだまだ小さなサークルにとどまっています。本県女性相談支援センター・女性自立支援施設 OB や民間団体の力を結集して、

本県発の女性支援策の充実を図っていくべきだと私は考えます。

そこで知事に伺います。

県内女性支援民間団体、旧来の県女性保護施設や女性相談所 OB・OG を含めて、会議体を設置し、女性支援施策の発展のために、情報や課題を共有し、検討するための「会議体」を設置するべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 6 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 柳瀬 吉助

質問趣意書

清進の会
柳瀬吉助

神奈川県内の東名高速道路における渋滞問題とその対策について

全国的に高速道路ネットワークの整備が進み、渋滞が減少している中、神奈川県内の東名高速道路では、コロナ明け後において、依然として渋滞が発生しています。これは圏央道沿道への巨大物流拠点の集中や、首都高・横浜環状北西線の開通による東名への流入交通量の増加など、外部要因が影響しているものの、これまでの対策が不十分であったのではと考えます。

そのような中、2024年3月に開催された「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」の会合において、新たな渋滞対策案が示されましたが、これまでの対策がほとんど効果を発揮していない現状を踏まえ、以下の点について知事の見解を伺います。

1. 大和トンネル付近では、付加車線の設置による渋滞対策がこれまで行われていますが、依然として渋滞が解消していない理由を伺います。
2. 綾瀬スマートインターチェンジ付近で上り線の3車線区間を4車線に拡幅する新たな計画の具体的なスケジュールと、これによる渋滞緩和の見込みを伺います。
3. 県民にとっても関心の高い渋滞対策の途中経過を県民にどのように報告していくのか、その具体的な取組を伺います。

子ども食堂の支援について

子ども食堂は、子どもの貧困対策のみならず、子ども全員、子育て家庭、さらに地域コミュニティの活性化の核にもなりえ、その果たす役割は貴重だと考えます。そのためにも、県としても広域自治体としての役割をふまえ支援を充実していく必要があると考えます。

県は、その一環として、「神奈川県子ども食堂応援事業協力金」を令和4年度より実施しており、年間支給額の12万円は、子ども食堂運営者において重要な支援となっています。

一方、今年度は年間支給額を6万円と半減させています。

個々の子ども食堂への直接的な支援は、主に市町村の役割だろうとは理解しますが、子ども食堂運営者にとっては、どの行政であろうが継続して支援を受けられることは重要です。そのため、県による直接的な支援を減らすなら、市町村にその代わりを行ってもらえるよう確実に市町村を支援していくことは欠かせないと考えます。

国の「地域こどもの生活支援強化事業」の市町村への積極活用や、必要に応じて県による追加財政支援も含めて、子ども食堂運営者にとって、全体では減額とならないよう県として責任を果たすべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

また、子ども食堂に対してその重要性から、行政だけでなく民間の支援も盛んになりつつあります。その一つとして、食料品の提供も多くなっているようですが、これらの一時置き場の確保が課題になっているという声を聞きます。現在は地域のマッチングコーディネーターが、一時置き場の提供先をつなげているようですが、未だ提供先も潤沢ではなく苦労しているようです。

そこで、県は、地域のマッチングコーディネーターの引き出しが増えるよう、広域自治体として、県内事業所を多く持つ大企業等に依頼を一層進めていくべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 6 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 佐々木 ナオミ

厚生労働省の2006年の調査によると、わが国の聴覚・言語障がい者は約36万人とされています。日本聴覚医学会では、両耳の聴力レベルが70dB以上90dB未満（身体障害者福祉法施行規則の障害程度等級表の6級、4級）の場合を高度難聴、90dB以上（同3級、2級）の場合を重度難聴と分類しており、身体障害者手帳交付の対象者となっています。一方、身体障害者手帳交付対象となっていない70dB未満の軽度・中等度難聴においても、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる課題があることから、軽度あるいは中等度だから深刻な障がいではない、という誤解は、障がいを理解するうえで、大きな問題です。2013年6月に制定、2016年4月施行のいわゆる「障害者差別解消法」では、障がいのある人に合理的配慮を行うことなどを通じて、共生社会の実現を目指していますが、そのなかで、「障がい者」とは障害者手帳をもつ人だけではないとされていることから、軽度・中等度難聴を有する人に対し、成人であっても、子どもであっても、合理的配慮を保障していくことが、公共の役割であると考えます。

とくに、これから言葉を取得していく子どもたちにとっては、一対一であれば会話が可能であるものの、集団の中での聞き取りは困難であり、聞き間違い、構音障がい、学習障がいなどにつながりやすく、友達と遊ぶのをあきらめたり、学習意欲を失わせるなど、自己肯定感が損なわれる恐れがあることも指摘されています。

そうしたなか、本県では、平成29年度から、障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を助成する市町村に対して補助する、神奈川県軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業を行っていることは承知しております。現状、こうした難聴児に限定した独自の助成制度が全国の都道府県で行われておりますが、その制度に地域差があることが問題となっています。

とりわけ、片方の耳は正常で、片方の耳だけが難聴になっている「片耳難聴」の子どもたちへの支援が行われている都道府県は大変少ない状況です。

私のところには、片耳が外耳道閉鎖症のお子さんを育てる保護者の方から、ご相談が来ています。片耳難聴は、片耳が正常だから大丈夫、ということはなく、音のする方向がわからないために、騒音の中では人の話を聞き分けることが出来ず、学校生活での不安感があるのはもちろんのこと、外で車の音や自転車の音に気が付かないので、事故にあわないように一人で出歩くのが心配であることなど、安全面での心配もあります。外耳道閉鎖症では、普通の補聴器ではなく、骨伝導補聴器という最新の補聴器しか選べず、子ども用でも18万円と高額で、5年程度で更新の必要があり、専用の電池も4、5日で交換しなければならず、経済的な負担がとて大きい、とのことでした。

現状、本県の補助制度では、原則「両耳」であることが条件となっていますが、片耳難聴であっても、子どもらしい暮らしが安心して過ごせるように、県として子どもや保護者に寄り添った支援が必要なのではないでしょうか？だれ一人取り残さない社会の構築のためにも、現在の軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業の要件を緩和し、片耳難聴児にも支援

を広げるべきと考えます。

そこで、

1) として、現在、神奈川県下で、この事業を活用して、補助事業を行っている自治体はどのくらいあるのか？また、昨年度のこの補助事業の実績についてうかがいます。

2) として、他県では、片耳難聴であっても「医師が認めた場合」を補助対象としているところもあるが、本県でもそのような取り組みを行うべきと思うが、知事の見解をうかがいます。

大規模災害時にペットを飼っている住民が安全に避難するにはどうしたらよいのか？という、いわゆる「ペット防災」が、災害対策での大きな課題として注目をされています。

平成 25 年、国は災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定、これを受け、避難所を運営する市町村の中には、地域防災計画にペット同行避難を位置づけたり、獣医師会との災害時の協定を結んだり、ペットの受入れの流れや収容の方法など、具体的なルールを定めたガイドラインなどを作成している自治体もあります。

しかし、現状の同行避難では、避難所でペットと離れて過ごさねばならないこと、また避難所によっては、室外にペットを置くことになるために、家族であるペットと離れることが出来ずに、避難をあきらめたり、車中泊を選び、結果体調不良になったり、避難できずに二次災害に巻き込まれたり、さらには災害関連死に繋がりがかねない、ということが問題となっています。1月1日に発生した能登半島地震でも、ペットとともに過ごすことを優先し、飼い主が避難をためらうケースが報道され、大きな反響を呼びました。

そうしたなかで、避難所でもペットと離れ離れになることなく、人と動物が同じ安全な室内に避難できる「ペット同室避難」に注目が集まっています。被災地である石川県の珠洲市では、NPO 法人と連携して、ペット同室避難のための専用の避難所を開設しています。また、愛知県の犬山市や、尾張旭市などのように、同室避難の実証実験や避難訓練を行う自治体も増えてきました。

先日、私は地元の自治体の地方議員の皆さんとともに、このペット同室避難の実現のため全国で活動を行っている歌手の伍代夏子さん、災害時のペットの救助・捜索活動を行っている専門家の方、そして、珠洲市の同室避難所を支援している NPO 法人の方の講演会を行いました。約 400 名の方が集まって下さり、また、県西地域の自治体の複数の首長からも、課題もあるが、前向きに取り組んでいきたいとの言葉をいただきました。

大事な家族であるペットの命を救うことが、飼い主の命を救うことにつながることから、この同室避難を進めていく必要性があると考えます。人とペットの共生社会の実現のためにも、県として、推進に向け積極的に取り組んでほしいと思います。そこで

- 1) ペット同室避難に対する、知事のお考えをうかがいます。
- 2) この同室避難の取り組みは、市町村が主体となって行うこととなりますが、取り組みを進めようという自治体に対し、各自治体への周知や、専門家と連携するための協定締結の支援、実証実験や避難訓練実施に向けた支援、さらに、災害時に同室避難所を開設した場合の財政的な支援など、広域自治体である県としてできることに取り組むべきと考えますが、知事のご見解をうかがいます。